

介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月18日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第77号

介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（診療の方針） 第17条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) （略） (6) <u>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</u>（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。	（診療の方針） 第17条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。 (1)～(5) （略） (6) <u>指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品</u>（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年11月20日から施行する。